

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	予防接種に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松茂町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人プライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

松茂町長

公表日

令和6年3月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。定期A類及び定期B類のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。具体的な事務に関することは以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 2. 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) 3. 予防接種履歴の照会 4. 転入者・予診票紛失者への予診票配布等 5. 実費徴収に関する事務 6. 未接種者に対する勧奨 7. 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 8. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム(番号連携サーバ) ・ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種業務に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第10条 ○番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ○番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18及び19の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松茂町住民課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号及び別表第二第17項・第18項・第19項	番号法第19条第7号及び別表第二第16の2項・第17項・第18項・第19項	事前	
平成29年2月7日	評価実施機関における担当部署	①部署 健康保険課 ②所属長 健康保険課長	①部署 住民課 ②所属長 住民課長	事後	
平成30年8月1日	個人番号の利用(法令上の根拠)	番号法第9条第1項及び別表第一第10項	○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第10条	事後	
平成30年8月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	番号法第19条第7号及び別表第二第16の2項・第17項・第18項・第19項	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18及び19の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2	事後	
平成30年8月1日	しきい値判断項目(1. 対象人数)	平成27年12月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年8月1日	しきい値判断項目(2. 取扱者数)	平成27年12月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和3年5月10日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務(②事務の概要)	予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。定期A類及び定期B類のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。具体的な事務に関することは以下のとおりとする。 1. 住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 2. 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) 3. 予防接種履歴の照会 4. 転入者・予診票紛失者への予診票配布等 5. 実費徴収に関する事務 6. 未接種者に対する勧奨 7. 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給	予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。定期A類及び定期B類のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。具体的な事務に関することは以下のとおりとする。 1. 住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 2. 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) 3. 予防接種履歴の照会 4. 転入者・予診票紛失者への予診票配布等 5. 実費徴収に関する事務 6. 未接種者に対する勧奨 7. 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う	事後	
令和3年5月10日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務(③システムの名称)	・健康管理システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)	・健康管理システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム(番号連携サーバ) ・ワクチン接種記録システム(VRS)		
令和3年5月10日	個人番号の利用(法令上の根拠)	○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第10条	○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第10条 ○番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ○番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年5月10日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18及び19の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号 別表第二の16の2、16の3の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18及び19の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2	事後	
令和3年5月10日	しきい値判断項目(1. 対象人数)	平成30年7月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年5月10日	しきい値判断項目(2. 取扱者数)	平成30年7月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月23日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務(②事務の概要)	<p>予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。定期A類及び定期B類のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。具体的な事務に関することは以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 2. 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) 3. 予防接種履歴の照会 4. 転入者・予診票紛失者への予診票配布等 5. 実費徴収に関する事務 6. 未接種者に対する勧奨 7. 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 8. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う 	<p>予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。定期A類及び定期B類のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。具体的な事務に関することは以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 2. 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) 3. 予防接種履歴の照会 4. 転入者・予診票紛失者への予診票配布等 5. 実費徴収に関する事務 6. 未接種者に対する勧奨 7. 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 8. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う 	事後	
令和3年12月15日	個人番号の利用(法令上の根拠)	<p>○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項</p> <p>○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第10条</p> <p>○番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>○番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	<p>○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項</p> <p>○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第10条</p> <p>○番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>○番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	
令和3年12月15日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第7号 別表第二の16の2、16の3項</p> <p>○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18及び19の項</p> <p>○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3項</p> <p>○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18及び19の項</p> <p>○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</p>	事後	
令和5年12月7日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島宇東裏30番地	松茂町住民課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島宇東裏30番地	事後	
令和5年12月7日	しきい値判断項目(1. 対象人数)	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年12月7日	しきい値判断項目(2. 取扱者数)	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	